

雇用関係助成金 2025-2026

1、雇用調整助成金

[雇用調整助成金](#) | [厚生労働省](#)

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を助成する制度です。景気悪化による売り上げの減少時、従業員の雇用調整が必要な場合に利用できます。

2、産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）

[産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）](#) | [厚生労働省](#)

景気の変動、産業構造の変化その他の理由で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うため、当該生産性向上に資する取組等に必要新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。

3、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

[トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）](#) | [厚生労働省](#)

トライアル雇用助成金は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができ、人材確保・職場定着が期待できます。事業主の皆さまには、「**トライアル雇用求人**」を積極的に提出していただくようお願いします。

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者（トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の取り扱いを行うに当たって、雇用関係助成金の取り扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者）に提出し、これらの紹介により、対象労働者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

4、65歳超雇用推進助成金

[65歳超雇用推進助成金](#) | [厚生労働省](#)

この助成金は、高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、65歳以上への定年引上げや高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して助成するものであり、次の3コースで構成されています。

① **65歳超継続雇用促進コース** 65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成するコース

② **高年齢者評価制度等雇用管理改善コース** 高年齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して助成するコース

③ **高年齢者無期雇用転換コース** 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業に対して助成するコース

5、キャリアアップ助成金

[キャリアアップ助成金](#) | [厚生労働省](#)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです（正社員化コース）。非正規雇用の従業員のキャリアアップ（正規雇用）、雇用変換時などにもられます。

正社員化コースの他に、処遇改善支援のための以下のようなコースがあります。

賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し3%以上増額
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与または退職金制度を導入し支給または積立てを実施
社会保険適用時処遇改善コース (令和8年3月31日まで)	有期雇用労働者等を新たに社会保険に適用させるとともに、収入を増加させる(手当支給・賃上げ・労働時間延長) または、週所定労働時間を延長し、社会保険に適用させる
短時間労働者労働時間延長支援コース	有期雇用労働者等が新たに社会保険の適用となる際に、労働時間の延長等により労働者の収入を増加させる

厚労省からの助成金の他に、[東京都](#)や[葛飾区](#)からも**奨励金**を受け取れることがあります。

6、両立支援等助成金

[両立支援等助成金 | 厚生労働省](#)

両立支援等助成金は事業所単位ではなく事業主単位で支給します。

①出生時両立支援コース

[両立支援等助成金（出生時両立支援コース）](#)

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行った上で、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した中小企業事業主、男性の育児休業取得率が上昇した中小企業事業主に助成するものです。

②介護離職防止支援コース

[両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）](#)

「介護支援プラン」を策定の上、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、就業と介護の両立に資する制度を導入し利用者が生じた中小企業事業主等に助成するものです。

③育児休業等支援コース

[両立支援等助成金（育児休業等支援コース）](#)

「育休復帰支援プラン」を策定の上、育児休業の円滑な取得・職場復帰の取組を行った中小企業事業主に助成するものです。

④育休中等業務代替支援コース

[両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）](#)

育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小企業事業主に助成するものです。

⑤柔軟な働き方選択制度等支援コース

[両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）](#)

育児を行う労働者の柔軟な働き方に関する制度を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を策定し、制度利用者を支援する取組を行った中小企業事業主に助成するものです。

7、人材開発支援助成金

[人材開発支援助成金 | 厚生労働省](#)

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。従業員の職業能力を向上する（研修に係る取り組み）ための助成金です。

8、業務改善助成金

[業務改善助成金 | 厚生労働省](#)

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、[事業場内最低賃金](#)を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

9、働き方改革推進支援助成金

①労働時間短縮・年休促進支援コース

[働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース） | 厚生労働省](#)

2020年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

②業種別課題対応コース

[働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース） | 厚生労働省](#)

2024年4月1日から建設業、運送業、病院等、砂糖製造業に、時間外労働の上限規制が適用されます。このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

この他にも東京都や葛飾区では、国の助成金に上乗せができる以下の奨励金制度があります。（◎参照）

- ◎ 東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金（申請は毎年6月～9月）
 - ◆ [東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金 | TOKYO はたらくネット](#)

- ◎ 葛飾区雇用促進奨励金
 - ◆ [葛飾区正規雇用転換促進奨励金 | 葛飾区公式サイト](#)